

平成20年度

市民協働(共働)推進アクションプラン



長崎県 対馬市

市民協働(共働)によるまちづくり

指針の目的

市民と行政が協働(共働)するまちづくり

協働(共働)のわらい

市民一人ひとりが地域づくりに関心を持ち、地域の課題や宝探しを「共」に有し、感じ、働き、そして創る「共有(起)→共感(承)→共働<協働>(転)→共創(結)」の物語を展開するために、「共」を共通の合い言葉として、市民と行政が協働(共働)するまちづくりを目指します。

協働(共働)へのストーリー

《物語》

起
↓
承
↓
転
↓
結

《協働(共働)へのプロセス》

共有
↓
共感
↓
協働
||
共働
↓
共創

時間がかかり面倒だが、より良い成果のため欠かすことのできないプロセス

難解なプロセスに準備不足状態で取り組んでいる!

協働(共働)を進めることにより、次の3つの事項の実現を考えています。

- ① 市民活力発揮により、地域コミュニティの再生
- ② 対馬らしさを自慢できる独自の地域づくりの展開
- ③ 行政運営の効率化

対馬市市民協働(共働)推進実施計画(案)

協働(共働)指針における基本的な考え方を踏まえて、協働(共働)を進めるための施策の展開を第1段階(平成20年度～)、第2段階(平成21年度～)、第3段階(平成22年度～)に区分した推進の実施計画(案)を策定しました。

施策1:協働(共働)の意識を高める

★市民が主体 ●市が主体 ◎市民と市が主体

■多様な機会を通して協働(共働)の啓発に努めます			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
◎	自治会、地域で	自治会等への出前による協働についての説明会を開催します。(随時)	地域再生推進本部 関係各課
◎	市民活動団体で	地域づくり団体等への出前による協働についての説明会を開催します。(随時)	関係各部
●	ホームページの利用	市民協働推進指針のホームページへの掲載を行います。 (平成20年4月21日から掲載)	地域再生推進本部
●	広報紙の利用	市民協働推進指針の概要版及び本編の掲載します。(平成20年5月号～3回程度)	地域再生推進本部
■意欲的な団体とともに協働(共働)に関する学習会を開催します			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
◎	学習会・研修会・ワークショップ等	市民団体主催の学習会・研修会・ワークショップ等市民参加への啓発を行います。 (随時)	関係各部
■職員の協働に関する理解を深めるための意識の向上に努めます			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
●	職員用マニュアル	市民とのトラブルを防止するための職員向けマニュアルを作成します。	地域再生推進本部
●	協働窓口担当者の配置	協働に関する窓口担当者を配置します。	地域再生推進本部
●	職員研修の実施	協働についての意識向上の研修を行います。(随時)	地域再生推進本部
●	職員の市民活動団体への参加促進	協働についての意識向上研修を行います。(随時)	地域再生推進本部 関係各部

施策2:情報を共有する

★市民が主体 ●市が主体 ◎市民と市が主体

■市民団体の情報を収集し、市のホームページ等を利用して、公開していきます			
項目	アクションプランの内容	関係部署	
◎	広報「つしま」の利用	広報「つしま」に市民活動コーナーを設け、定期的に市民活動団体を紹介します。	地域再生推進本部
◎	市民団体に関する情報の共有	ホームページへの掲載（市民団体の紹介）を行います。現在●●団体掲載中	地域再生推進本部 関係各部
◎	対馬市有線テレビの利用	市民が取り組んでいる地域づくりの活動を積極的に取材し、市民活動の内容を紹介したり、参加への呼びかけを行います。	地域再生推進本部
■市民団体の自主的な連絡調整の場を設置します			
項目	アクションプランの内容	関係部署	
★ ◎	市民活動コミュニティ連絡調整会議	市民活動コミュニティがお互いに情報を交換できる会議を開催します。	関係各部
■多様な手段で、市政に関する市民からの意見を受け止めるとともに、情報交換を行う仕組みの検討を行います。			
項目	アクションプランの内容	関係部署	
★ ◎	市民の声、市長との意見交換、バブリットコメント等	市民の声、市長との意見交換、バブリットコメント等、市民の意見を市政に反映させる仕組みを検討します。	地域再生推進本部 関係各部

施策3: 市民活動を活性化する

★市民が主体 ●市が主体 ◎市民と市が主体

■市民活動コミュニティの交流により、ネットワーク化を進めます			
項目	アクションプランの内容		関係部署
★ ◎	市民活動コミュニティ連絡調整会議	市民活動コミュニティがお互いの情報を交換できる会議を開催します。	地域再生推進本部 関係各部
■新たな市民活動コミュニティ組織の立ち上げに対する支援を行います			
項目	アクションプランの内容		関係部署
★ ●	市民活動コミュニティ組織立ち上げの支援	組織立ち上げに必要な情報の提供や法制度及び助成制度等を紹介します。(随時)	地域再生推進本部 関係各部
●	初期資金に対する支援の検討	各種地域づくりに関する支援等を提供し、支援のあり方を検討します。	地域再生推進本部 関係各部
■市民団体に関する情報を提供します			
項目	アクションプランの内容		関係部署
●	定期的な情報提供	地域づくりに関する情報を定期的にホームページに掲載します。	地域再生推進本部
★ ◎	イベント情報の集約化	対馬市で行われているイベント情報を集約します	地域再生推進本部
■市民団体に対する支援体制を強化します			
項目	アクションプランの内容		関係部署
★ ◎	支援・助成制度の情報提供	地域づくりに関する支援・助成制度情報を定期的にホームページに掲載します。(再掲)	地域再生推進本部
■コミュニティの再生と育成強化を図るため、地域・地区からの相談に応じる職員による地域マネージメント制度の導入を検討し、実施に向けた取り組みを行います。			
●	地域マネージメント制度の検討、実施	協働についての意識向上を図るための職員研修を実施し、地域マネージメント制度の導入を検討し、実施に向けた取り組みを早急に行います。	地域再生推進本部 職員
■活動場所(コミュニティサロン)の設置や資材提供の支援			
★ ◎	コミュニティサロンの設置	公共施設の利便性向上のため、地区の公民館等をコミュニティサロンとして活用するための検討を行います。	地域再生推進本部 関係各部
★ ◎	資材などの提供支援	コミュニティサロンへの資材などの提供についての支援を検討します。	
■協働に関する総合インフォメーションとしての窓口の設置			
項目	アクションプランの内容		関係部署
●	総合インフォメーション窓口の設置	協働に関する総合インフォメーション(窓口)を設置します。	地域再生推進本部 関係各部

施策4:市との協働(共働)に関する仕組みをつくる

★市民が主体 ●市が主体 ◎市民と市が主体

■職員が協働(共働)を進める際に留意すべき事項や事務処理の基準を定めた協働(共働)に関するマニュアルの作成(再掲)			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
◎	協働(共働)に係る経費負担に関するルール	協働(共働)に係る経費負担に関するルールづくりの検討を始めます。(指定管理者制度等)	地域再生推進本部 関係各部

施策5:協働(共働)を進行管理する

★市民が主体 ●市が主体 ◎市民と市が主体

■毎年度、指針に基づいて市民及び市が行う「アクションプラン」の策定			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
●	20年度アクションプランの策定	20年度における市民及び市が行う「アクションプラン」を策定します。	地域再生推進本部 関係各部
■協働(共働)に係る庁内の連絡体制や協働(共働)に係る重要事項を決定するための協働(共働)推進本部の設置			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
●	協働(共働)推進本部の設置	協働(共働)によるまちづくりに向けての庁内協働(共働)推進本部を設置します。(設置要綱の制定)	地域再生推進本部 関係各部
■協働(共働)の進捗状況についての毎年度公表			
	項目	アクションプランの内容	関係部署
●	広報「つしま」を利用	協働(共働)の進捗状況について、毎年度、広報「つしま」を利用して公表していきます。	関係各部

平成20年度 市民協働（共働）推進指針アクションプラン（案）

施策1 協働（共働）の意識を高める

多様な機会を通して協働（共働）の啓発	20年度					備考
	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
自治会・地域で 自治会等への出前による協働についての説明会の開催（随時）						
市民活動団体で 地域づくり団体等への出前による協働についての説明会の開催						
ホームページの利用 市民協働推進指針のホームページへの掲載（平成20年5月から掲載予定）						
広報紙の利用 市民協働推進指針の概要版及び本編の掲載（平成20年5月号～随時）						

■ 意欲的な団体とともに協働に関する学習会の開催	20年度					備考
学習会・研修会・ワークショップ	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
市民団体主催の学習会・研修会・ワークショップ等市民参加への啓発（随時）						

■ 職員の協働に関する理解を深めるための意識向上	20年度					備考
職員用マニュアル	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
市民とのトラブルを防止するための職員向けマニュアルの作成						
協働窓口担当者の配置						
職員研修の実施						
職員の市民活動団体への参加促進						

施策2 情報を共有する

■ 市民団体の情報を収集し、市のホームページ等を利用しての公開	20年度					備考
広報「つしま」の利用	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
市民団体に係る情報の共有						
対馬市有線テレビの利用						

■ 市民団体の自主的な連絡調整の場の設置	20年度					備考
市民活動コミュニティ連絡調整会議	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
市民活動コミュニティがお互いに情報を交換できる会議を開催します						

■ 多様な手段で、市政に関する市民からの意見を受け止めるとともに、情報交換を行う仕組みの検討	20年度					備考
市民の声、市長との意見交換、パブリックコメント等	21年度	22年度	23年度	24年度以降		
市民の声、市長との意見交換、パブリックコメント等により、市民の声を市政に反映する仕組みを検討します						

施策3 市民活動を活性化する

	20年度				21年度	22年度	23年度	24年度以降	備考
<p>■ 市民活動コミュニティの交流により、ネットワーク化の推進 市民活動コミュニティ連絡調整会議（再掲）</p>	●			●					
<p>■ 新たな市民活動コミュニティ組織の立ち上げに対する支援を行います 市民活動コミュニティ組織立ち上げの支援 初期資金に対する支援の検討</p>									
<p>■ 市民団体に関する情報の提供 定期的な情報提供 イベント情報の集約化</p>									
<p>■ 市民団体に対する支援体制の強化 支援・助成制度の情報提供</p>									
<p>■ コミュニティの再生と育成強化を図るため、地域・地区からの相談に応じる職員による地域マネジメント制度の導入を検討、実施します 地域マネジメント制度の検討・実施</p>									
<p>■ 活動場所（コミュニティサロン）の設置や資材提供を支援します コミュニティサロンの設置 資材などの提供支援</p>									
<p>■ 協働に関する総合インフォメーションとしての窓口の設置 総合インフォメーション窓口（窓口）を設置します</p>									

施策4 市との協働（共働）に関する仕組みをつくる

- 職員が協働を進める際に留意すべき事項や事務処理の基準を定めた協働に関するマニュアルの作成（再掲）

協働に係る経費負担に関するルール
協働に係る経費負担に関するルールづくりの検討を始めます（指定管理者制度等）

20年度		21年度	22年度	23年度	24年度以降	備考

施策5 協働（共働）を進行管理する

- 毎年度、指針に基づいて市民及び市が行う「アクションプラン」の策定
20年度アクションプランの策定
20年度における市民及び市が行う「アクションプラン」を策定します

20年度		21年度	22年度	23年度	24年度以降	備考

- 協働に係る市内の連絡体制や協働に係る重要事項を決定するための協働推進本部を設置

協働推進本部の設置
協働によるまちづくりに向けての市内協働推進本部を設置します

20年度		21年度	22年度	23年度	24年度以降	備考

- 協働の進捗状況についての毎年度公表

広報「つしま」の利用
協働の進捗状況について、毎年度、広報「つしま」を利用して公表していきます

20年度		21年度	22年度	23年度	24年度以降	備考